

ア 迅速な情報提供の推進（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 沖縄県ホームページにおいて、食品の自主回収や緊急情報など、食品の安全性に関する情報提供を行います。
- 食品による健康被害の拡大防止と再発防止を図るため、必要に応じて、食中毒に関して食品衛生法に基づく処分を行った内容等についての公表を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
48 食品の安全安心に関する情報の発信（回／年）	10	随時
49 食中毒関連情報の発信数（回／年）	10	随時

【数値目標の考え方】

- 48 食品の安全安心に関する情報の発信
自主回収の届出情報や緊急情報等は、随時更新していきます。
- 49 食中毒関連情報の発信数
食中毒関連情報については、マスコミや当課ホームページを通して随時発信します。

イ 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供（観光振興課、交流推進課）

<取り組みのポイント>

- 観光 WEB サイトを通じて、国内外の観光客に食材等のアレルギー物質、食中毒等の情報を提供します。
- ツーリズム産業団体を通じて、県内の観光関連事業者へ食材等のアレルギー物質、食中毒等の情報を提供します。
- 在住外国人が住みやすい地域づくりを促進するため、本県の外国人相談窓口を運営している沖縄県国際交流・人材育成財団及び県内の国際交流団体を通して、食品に関する情報を発信します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
50 県内観光客への食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	※ ¹²	随時
51 在住外国人への食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	※ ¹³	随時

※¹² ※¹³ 第5期推進計画（R7～R11）の新規施策

【数値目標の考え方】

- 50 県内観光客への食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信
県内観光客へ、食品関係を所管する幹事課と連携しリーフレットを活用し、食物アレルギーや食中毒予防等の情報を数値目標は設定せず随時発信していきます。
- 51 在住外国人への食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信
在住外国人へ、食品関係を所管する幹事課と連携しリーフレットを可能な複数の外国語に翻訳し食物アレルギーや食中毒予防等の情報を数値目標は設定せず、随時発信していきます。

施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

基本施策 (11) 意見交換会の充実

食品の安全性に対する不安を解消し、安心感を定着させるためには、生産から消費に至る各段階での情報が、行政・食品関連事業者・消費者等で共有できるように、関係者の間で、情報提供や意見交換するための場を提供し、リスクコミュニケーションの促進に努める必要があります。

ウ 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催回数（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 食品の安全安心の確保について、食品関連事業者や調理師を目指す学生、消費者等を対象に意見交換会や講習会等を開催します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
52 食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数（回 / 年）	1	1

【数値目標の考え方】

- 52 食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数
食品関連事業者や調理師を目指す学生、消費者等を対象に、食品の安全性に関する知識や理解を深めるため、意見交換会や講習会を毎年1回開催することを数値目標とします。



県立高校調理科の生徒さんとグループワーク

資料編

- 1 これまでの推進計画の取り組み状況
- 2 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例
- 3 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程
- 4 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱
- 5 食品の安全安心に関する問い合わせ先

1 これまでの推進計画の取り組み状況

沖縄県では、条例第7条第1項の規定に基づき「沖縄県食品の安全安心推進計画」を平成21年度より策定し、これまでに第1期から4期の推進計画を策定しています。

第1期から4期推進計画に基づいた施策の実施状況は、次のとおりです。

【第1期推進計画：平成21～23年度】

第1期推進計画で策定した6施策78項目について、推進計画期間3か年を通しての実施状況の達成率は7割を超えており、概ね良好な実施状況となっています。

表8 第1期推進計画 施策の実施状況

施 策	施策 項目 数	実施状況(項目数)内訳					
		平成21年度 100%以上		平成22年度 100%以上		平成23年度 100%以上	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	17	14	82.4	13	76.5	14	82.4
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	12	8	66.7	6	50.0	5	41.7
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実	18	15	83.3	15	83.3	15	83.3
施策4 食品の安全性に関する理解促進	12	6	50.0	7	58.3	9	75.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	15	8	53.3	11	73.3	11	73.3
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	4	4	100.0	4	100.0	3	75.0
合 計	78	55	70.5	56	71.8	57	73.0

【第2期推進計画：3か年の状況（平成24～26年度）】

第2期推進計画では、第1期の施策内容を再考し、6施策54項目となっています。

推進計画期間は平成26年度までとなっており、平成24～26年度の3か年の状況をまとめた結果は次のとおりです。

3か年とも、全体の約8割が100%以上の実施状況となっており、概ね良好な実施状況となっています。

表9 第2期推進計画(3か年) 施策の実施状況

施 策	施策 項目 数	実施状況(項目数)内訳					
		平成24年度 100%以上		平成25年度 100%以上		平成26年度 100%以上	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	19	16	84.2	13	68.4	18	95.0
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	17	15	88.2	15	88.2	16	94.0
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実	6	6	100.0	6	100.0	6	100.0
施策4 食品の安全性に関する理解促進	5	5	100.0	3	60.0	2	40.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	2	1	50.0	1	50.0	0	0.0
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	5	5	100.0	5	100.0	4	80.0
合 計	54	48	88.9	43	79.6	46	85.0

【第3期推進計画：5か年の状況（平成27～令和元年度）】

第3期推進計画では、第2期の施策内容を再考し、6施策51項目となっています。

推進計画期間は令和元年度までとなっており、平成27～令和元年度の5か年の状況をまとめた結果は次のとおりです。

5か年とも、全体の約9割が100%以上の実施状況となっており、概ね良好な実施状況となっています。

表10 第3期推進計画(5か年) 施策の実施状況

施 策	施策 項目 数	実施状況(項目数)内訳									
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		100%以上		100%以上		100%以上		100%以上		100%以上	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	13	10	76.9	12	92.3	12	92.3	12	92.3	15	115.4
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	14	14	100.0	14	100.0	13	92.9	14	100.0	14	100.0
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実	6	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0	5	83.3
施策4 食品の安全性に関する理解促進	4	4	100.0	3	75.0	3	75.0	3	75.0	3	75.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	1	0	0.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
合 計	40	36	90.0	38	95.0	37	92.5	38	95.0	39	97.5

【第4期推進計画：4か年の状況（令和2年～令和5年度）】

第4期推進計画では、第3期の施策内容を再考し、6施策48項目となっています。

推進計画期間は令和6年度までとなっており、令和2年～令和5年度の4か年の状況をまとめた結果は次のとおりです。

新型コロナウイルスの感染が拡大し業務制限が生じる中、やむを得なく施策の中止や規模縮小といった影響で、令和2年度から4年度にかけて達成率が50～60%台になりました。しかし、令和5年度は新型コロナウイルスが2類感染症から5類感染症に移行し業務制限も緩和されると、達成率が大幅に改善され90%を超えました。

表4 第4期推進計画(4か年) 施策の実施状況

施 策	施策 項目 数	実施状況(項目数)内訳							
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		100%以上		100%以上		100%以上		100%以上	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	15	9	60.0	9	60.0	9	60.0	14	93.3
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	15	4	26.7	7	46.7	11	73.3	13	86.7
施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実	5	3	60.0	4	80.0	3	60.0	5	100.0
施策4 食品の安全性に関する理解促進	4	3	75.0	3	75.0	2	50.0	4	100.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	0	0	—	0	—	0	—	0	—
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
合 計	40	20	50	24	60	26	65	37	93

2 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

平成19年 7 月20日

条例第39号

改正 平成26年10月26日条例第53号

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例をここに公布する。

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 食品の安全安心の確保に関する基本的施策（第7条―第16条）

第3章 食品の安全安心の確保に関する措置（第17条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、基本的施策その他必要な事項を定めることにより、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。

（2）食品等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全安心に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。

（3）食品関連事業者 食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

一部改正〔平成26年条例第53号〕

（基本理念）

第3条 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全安心に影響を及ぼすおそれがあることにか